

令和2年4月28日

保護者様

深谷市教育委員会  
深谷市立花園中学校長

### 臨時休業期間再延長による幼稚園、小・中学校における対応について

このことについて、本日、埼玉県教育委員会から市町村立幼稚園及び小・中学校の臨時休業を延長するよう要請がありました。

深谷市においては、5月11日（月）から学校再開の予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染防止のため、深谷市立幼稚園、小・中学校を下記のとおり、引き続き臨時休業とすることとします。

なお、臨時休業期間中の幼稚園、小・中学校における対応については、下記のとおりとします。

### 記

- 1 幼稚園、小・中学校における臨時休業について
  - (1) 期間 令和2年5月31日（日）まで（再延長）
- 2 幼稚園、小学校における一時預かりの実施
  - (1) 対象 幼稚園児、小学校全学年の児童  
(但し、感染防止を踏まえ、どうしても家庭等で看ることのできない場合)
  - (2) 日程 5月31日（日）までの平日
  - (3) 時間 8時30分から14時30分まで
- 3 幼稚園、小・中学校における登校（園）日の実施
  - (1) 登校日は、当面の間は実施しないこととします。実施する場合は、ホームページ、連絡メール等でお知らせします。  
※ 登校日については、登校しなくても「欠席」とはなりません。
- 4 その他
  - (1) 臨時休業中の校庭の開放を実施する場合は、ホームページ、連絡メール等でお知らせします。
  - (2) 不要不急の外出や人との関わりを8割削減するなど、今後も感染防止に十分留意した行動をお願いします。